

リタネット事業協同組合 御中

誓約書

弊社は、貴組合が定めるE T Cコーポレートカード利用約款を遵守致します。

特にE T Cコーポレートカード利用約款第20条における事項《組合の契約単位割引

(自動車1台あたりの1ヶ月高速道路の平均利用額30,000円)に3ヶ月間、貢献し

ない場合はE T Cカードの取り扱い中止》に抵触し、取り扱い中止を受けても異議申立

を致しません。

弊社は、不正通行その他は致しませんことを約束致します。万が一、不正行為通行その他

によって東日本高速道路株式会社から貴組合が何らかのペナルティを課せられた場合、貴

組合及び各組合員が被った損害を全額賠償致します。また差し入れた保証金と相殺して

も異議申立致しません。

年 月 日

会社名

印